

令和2年第2回

千葉県後期高齢者医療広域連合議会

定例会議案

千葉県後期高齢者医療広域連合

目 次

議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例の制定について)	1 頁
議案第 2 号	千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	7 頁
議案第 3 号	令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 の認定について	9 頁
議案第 4 号	令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算 の認定について	10 頁
議案第 5 号	令和 2 年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 1 号)	11 頁
議案第 6 号	令和 2 年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算 (第 1 号)	12 頁

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分したので、承認を求める。

令和 2 年 1 1 月 1 7 日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 清 水 聖 士

提案理由

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するため、千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を専決処分により制定したので、地方自治法第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 1 7 9 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年5月1日専決

千葉県後期高齢者医療広域連合長 清 水 聖 士

千葉県後期高齢者医療広域連合条例第 号

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年千葉県後期高齢者医療広域連合条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円

以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。

- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 2 前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条から第7条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

千葉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
(新設)	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>第5条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができな いとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「<u>新型コロナウイルス感染症</u>」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10</p>

	<p><u>円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。</u></p> <p><u>3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)</u></p> <p><u>第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。</u></p>
(新設)	<p><u>第7条 前条に規定する者が、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。</u></p> <p><u>2 前項の規定により広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。</u></p>

議案第2号

千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

次の者を千葉県後期高齢者医療広域連合監査委員に選任したいので、同意を
求める。

住 所 千葉県花見川区花島町430番地8

氏 名 段 木 和 彦

生年月日 昭和34年3月5日

令和2年11月17日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 清 水 聖 士

提案理由

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員選出監査委員の任期の満了に伴い、新たな監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定により同意を求める。

参考資料

略 歴

- | | | |
|---------|-----|-----------------------|
| 平成 23 年 | 5 月 | 千葉市議会議員に就任 |
| 平成 26 年 | 6 月 | 千葉市議会保健消防委員会副委員長に就任 |
| 平成 27 年 | 5 月 | 千葉市議会議会運営委員会副委員長に就任 |
| 平成 28 年 | 6 月 | 千葉市議会環境経済委員会委員長に就任 |
| 平成 29 年 | 6 月 | 千葉市議会保健消防委員会副委員長に就任 |
| 平成 31 年 | 2 月 | 千葉市議会予算審査特別委員会副委員長に就任 |
| 令和 元年 | 5 月 | 千葉市議会副議長に就任 |
| 令和 元年 | 5 月 | 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に就任 |

現在に至る。

議案第3号

令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
の認定について

令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年11月17日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖 士

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により認定を求める。

議案第4号

令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算
の認定について

令和元年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算を、別添のとおり監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年11月17日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖士

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第233条第3項の規定により認定を求める。

議案第5号

令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第1号)

令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について、別添のとおり議決を求める。

令和2年11月17日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖 士

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

議案第6号

令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算
(第1号)

令和2年度千葉県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第1号)について、別添のとおり議決を求める。

令和2年11月17日提出

千葉県後期高齢者医療広域連合長 清水 聖士

提案理由

地方自治法第292条の規定により準用する同法第96条第1項第2号の規定により議決を求める。

